



不動産公売 参加のご案内

1 公売の種類	不動産の期日入札
2 公売日	令和7年1月16日(木)
3 公売会場及び開札の場所	小美玉市堅倉835番地 小美玉市役所 第2・3会議室
4 公売財産の種別と所在	公売財産一覧表及び財産明細のとおり
5 入札開始及び締切時間	令和7年1月16日(木)午後1時20分から午後2時00分 (受付開始:午後0時50分 入札説明開始:午後1時00分)
6 開札の日時	令和7年1月16日(木)午後2時02分
7 売却決定の日時	令和7年2月6日(木)午前10時00分
8 買受代金納付期限	令和7年2月6日(木)午後2時00分

お問合せ先(公売執行機関)

小美玉市役所 財務部 税務課

〒319-0192 小美玉市堅倉835番地

TEL 0299-48-1111 HPアドレス <https://city.omitama.lg.jp/>

売却区分番号

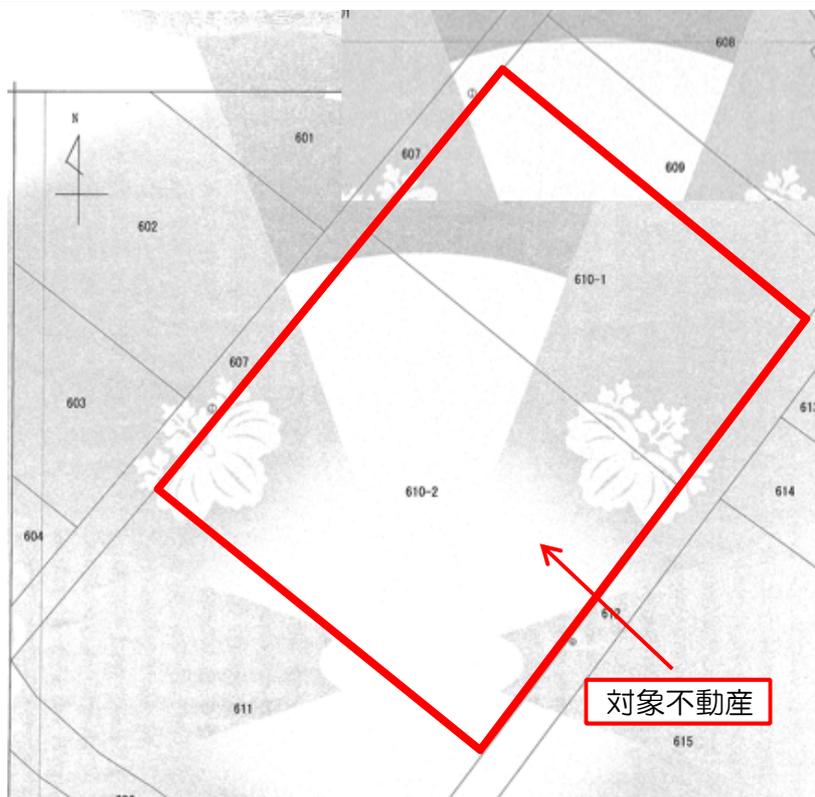
6-1

売却区分番号	6-1	入札日時	令和7年1月16日	午後1時20分から
			令和7年1月16日	午後2時00分まで
見積価額	590,000 円		公売保証金	60,000 円
財産の表示				
(土地)				
1) 所在地 小美玉市外之内字アラマキ				
地番 610番1				
地目 田				
地積 2000㎡				
2) 所在地 小美玉市外之内字アラマキ				
地番 610番2				
地目 田				
地積 3337㎡				
以上登記簿による表示				
※国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。				
物件の位置	JR常磐線「石岡」駅のほぼ東方約12km(道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 建ぺい率60% 容積率200% 農業振興地域 農用地区域内			
接道状況	北西側幅員約5.0mの未舗装市道山野0318号線に接面する。			
形状・地勢	ほぼ長方形の中間画地			
使用状況等	水田として利用されています。			
特記事項	<p>1 農地につき買受適格証明願の提出を要します。手続きについては小美玉市農業委員会へお問い合わせください。</p> <p>2 土地改良賦課金等の滞納があります。(令和6年7月12日現在:124,753円) 詳細は石岡台地土地改良区へお問い合わせください。</p> <p>3 対象地は埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</p> <p>4 不動産鑑定士による目視の現地調査の限りにおいては、土壤汚染が存在することを示す端緒は発見されませんでした。</p> <p>5 中止になる場合があります。</p>			
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。</p> <p>1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</p> <p>2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関は担保責任等を負いません。</p> <p>3 執行機関は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</p> <p>4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>5 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p>			

所在図



見取図



対象物件は太枠部分です。図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。



売却区分番号

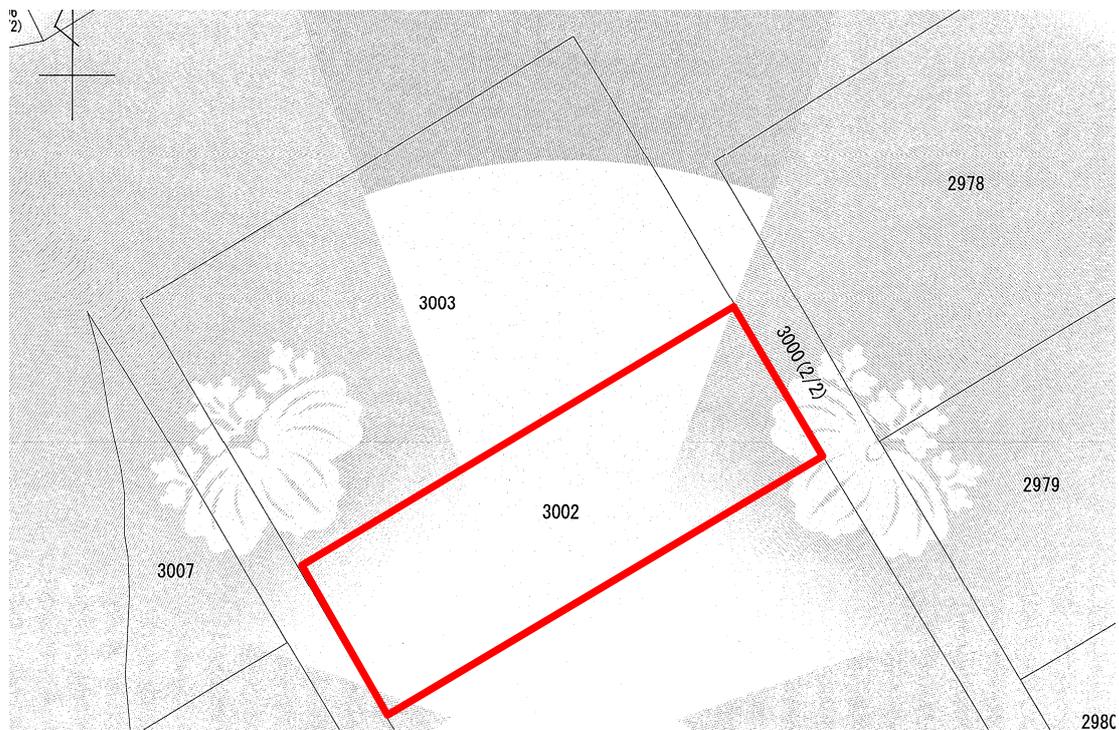
6-2

売却区分番号	6-2	入札日時	令和7年1月16日	午後1時20分から
			令和7年1月16日	午後2時00分まで
見積価額	160,000 円		公売保証金	20,000 円
財産の表示				
(土地)				
1) 所在地 小美玉市上玉里字上玉里				
地番 3002番				
地目 田				
地積 1013㎡				
以上登記簿による表示				
物件の位置	JR常磐線「高浜」駅のほぼ東方約4.8km(道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 建ぺい率60% 容積率200% 農業振興地域、農用地区域内			
接道状況	南西側幅員約5.0mの未舗装市道上玉里0664号線に接面します。			
形状・地勢	間口18.4m、奥行き54.6mのほぼ長方形の中間画地です。			
使用状況等	水田として利用されています。			
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地につき、買受適格証明願の提出を要します。手続きについては小美玉市農業委員会へお問い合わせください。 2 対象地は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の賃借権の設定があります。(終期:令和14年12月31日) 3 対象地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。 4 対象地は、不動産鑑定士の目視による現地調査では土壌汚染が存在することを示す端緒は発見されませんでした。 5 土地改良賦課金については滞納はありません(令和6年5月20日現在) 6 中止になる場合があります。 			
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関は担保責任等を負いません。 3 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 			

所在図



見取図



対象物件は太枠部分です。図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。



不動産公売(期日入札)の流れ

公売執行手続き

入札(参加)者

①公売公告(公売日10日前の日までに掲示)

【公売財産の確認】

・物件の詳細内容・価額等を小美玉市HPや小美玉市役所税務課備え付けの公売資料で確認。

【現況・公簿等の確認】

・登記簿や公図、公的機関で関係資料を閲覧等し、現況を確認。

②見積価額公告(公売日3日前の日までに掲示)

〔公売広報の実施〕
小美玉市HP、広報誌など

【農地入札者の参加要件】

・農地法の許可(届け出)が必要な財産の場合は、財産の所在する市町村農業委員会等発行の買受適格証明書が必要。

【入札前に公売が中止となる場合】

・公売財産に係る滞納税を完納等した場合。

③公売日(公告で指定した日時、会場で実施)

最長3週間

【公売当日の手順】

- ・受付
- ・公売説明
- ・公売保証金の納付
- ・入札
- ・開札
- ・最高価申込者決定(次順位買受申込者決定)
- ・入札終了
- ・公売保証金返還
- ・最高価、次順位申込者への説明

※以上の所要時間約1時間30分

【当日持参するもの】※公売日時・場所を確認のうえ、ご参加ください。

- 1 公売保証金
売却区分番号毎に定められた金額に相当する現金等。
- 2 身分証明書
入札に参加される方(代理人を含む)の運転免許証等。
- 3 印鑑
入札者が個人の場合はその印鑑(認印可)、法人の場合はその代表者の印鑑、代理人の場合は代理人の印鑑。
- 4 委任状
代理人が入札手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状。法人の従業員などが行う場合も委任状が必要。
- 5 陳述書等
入札をしようとする方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団関係者等に該当しない旨、自己の計算において入札をさせようとする方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しない旨の陳述書等が必要。
- 6 収入印紙(200円)
入札者が営利法人又は個人の営業者の場合で、落札できなかった公売財産(売却区分番号毎)の公売保証金返還を受ける際に必要。
- 7 買受適格証明書
農地法の許可等を必要とする公売財産(売却区分番号毎に記載)を入札する際に必要。

④売却決定(午前10時)

⑤買受代金納付期限(売却決定日の午後2時)

2~3週間※

【入札後公売が中止となる場合】

- ・買受代金の全額納付前に公売財産に係る滞納税を完納した場合。
- ・買受人が買受代金の全額をその納期限までに納付しない場合。
- ・買受人の公売に関して妨害、不当行為等事実が判明した場合。

⑥権利移転

※農地法許可(届出)を要する場合は、その許可後に登記手続きを開始。

【登記手続き】

- ・公売執行機関の職員が登記請求を受けて、差押等抹消、所有権移転の手続きを実施。(買受人が行う必要はありません)
 - ・登記手数料(収入印紙代)、その他証明書類等は、買受人が負担。
- ※登記に必要な書類等は入札終了後説明します。

【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は、滞納者本人、税務職員、暴力団関係者などは参加できません。
- ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
- ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
- ・公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関は担保責任等を負いません。
- ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は、買受人が負います。
- ・土地境界については、隣接地所有者と協議をしてください。
- ・公売は予告なく中止することがあります。(事前に公売執行機関にお問い合わせください)

《問い合わせ先》

〒319-0192
茨城県小美玉市堅倉835
小美玉市役所 財務部 税務課 収税係
電話 0299-48-1111
FAX 0299-48-1199
HP <https://city.omitama.lg.jp/>
※公売に関するご質問は、市のホームページをご覧ください。又は上記までお問い合わせください。

記 載 例

太線枠内にボールペンでていねいに記載してください。

(売却決定決議)

(最高価申込者の決定決議)

入 札 書

小 美 玉 市 長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入 札 者	住所又は所在地	〒319-0192 小美玉市堅倉835番地
	ふりがな 氏名又は名称	いばらきたろう 茨城太郎
代 理 人	住所(役職名)	} 代理人が入札する場合は、代理人の住所・氏名を記載してください。(委任状が必要です)
	氏 名	

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号	入 札 価 額										
	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
●●-●●					¥	●	●	●	●	●	●

[注意事項]

- 1 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明にし、ボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、別の用紙がありますので、係員に請求してください。
- 4 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面(委任状)を提出してください。
- 5 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 6 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることができません。
- 9 入札書には、個人にあつては住民登録上の住所・氏名を、法人にあつては商業登記簿上の所在・名称(商号・代表者名)を記載してください。
- 10 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の「入札書」を提出すると、その「入札書」はいずれも無効になります。
- 11 農地法の手続きが必要なものは、入札に先立って農業委員会等が発行する「買受適格証明書」を提出してください。

入札箱に入れる前に、売却区分番号・金額・住所・氏名に誤りがないかを、もう一度確認してください。

委 任 状

令和 年 月 日

小美玉市長 殿

(委任者) 住 所

氏 名 印

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者)

氏 名 印

電 話

委任事項

令和 年 月 日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限

令和3年から不動産公売に参加する手続きが変更となりました

～不動産公売に参加する前にご確認ください～

変更点

① 入札前に、暴力団関係者等ではないことの陳述書等の提出が必要となります。

陳述書等は、入札をしようとする方（その方が法人である場合には、その役員）や自己の計算において入札をさせようとする方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団関係者等に該当しない旨を陳述するものです。

1. 提出が必要となる陳述書等は、下記のとおりです。

個人で 入札する 場合	<ul style="list-style-type: none">・暴力団関係者等ではないことの陳述書（個人用） （共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。）
法人で 入札する 場合	<ul style="list-style-type: none">・暴力団関係者等ではないことの陳述書（法人用） （共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。）・入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項（陳述書（法人用）別紙）・法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）
個人、 法人共 通して 必要と なる可 能性の ある書 類	<p>自己の計算において<u>個人</u>に入札等をさせようとする場合は次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項（陳述書別紙） <p>自己の計算において<u>法人</u>に入札等をさせようとする場合は次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項（陳述書別紙）・自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項（別紙）・法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書） <p>※入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。</p>

2. ご注意ください。

- ・陳述書等の提出がない場合や記載内容、添付書類に不備がある場合は、入札等が無効となります。
- ・暴力団員関係者等に該当することが明らかになった場合は、最高価申込者等の決定が取り消されます。
- ・虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・様式に記載の注意事項も併せてご確認ください。
- ・陳述書等を予め作成したい方は、小美玉市役所税務課収税係へお問い合わせください。

※その他公売参加において必要な書類や手続等については、「不動産の公売参加のご案内」でご確認いただきますとともに、小美玉市役所税務課収税係にお問合わせください。